

附 帯 控 訴 状

2024年9月11日

東京高等裁判所第7民事部 御中

附帯控訴人（被控訴人）訴訟代理人

弁護士 吉 野



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求附帯控訴事件

訴訟物の価額 金110万0000円

貼用印紙額 金1万6500円

上記当事者間の貴庁令和6年（ネ）第2888号損害賠償請求控訴事件に関し、被控訴人（附帯控訴人）は、附帯して、同控訴事件の第一審前橋地方裁判所令和元年（ワ）第659号損害賠償等請求事件について、同裁判所が令和6年4月17日に言い渡した判決に対し、控訴する。

第1 附帯控訴の趣旨

- 1 附帯被控訴人（控訴人）は、附帯控訴人（被控訴人）に対し、さらに金110万円及びこれに対する令和2年1月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
- 2 附帯控訴費用は附帯被控訴人（控訴人）の負担とするとの判決を求める。

第2 附帯控訴の理由

1 濫用的な控訴

控訴手続をとることは控訴人に保障された権利ではある。

しかし、控訴理由書は、本書面を作成する2024年9月11日現在、第1回控訴審口頭弁論期日の2週間前であり、控訴状が提出された同年4月30日から4か月半余りが経過しているが、控訴人から提出されていない。

これは、控訴に理由がないことを、控訴人自らが吐露するものに等しい。

単に控訴人が訴訟の完結を遅延させることのみを目的として控訴を提起したものとわざるを得ず、被控訴人の応訴の負担は著しい。

この点は、損害額の算定にあたっての一切の事情として考慮されるべきである。

なお、控訴理由書は、公訴の提起後50日以内に控訴裁判所に提出するものとされており（民事訴訟規則182条）、すでにその期間を徒過していることが明白であるから、以後の提出にあたっては、民事訴訟法297条、同法162条2項の説明が必要であり、その説明内容如何によらず、故意または重大な過失があることが明らかであるから、民事訴訟法297条、同法157条1項により却下するのが相当である。

2 回復不能な名誉侵害に対する損害評価が著しく低いこと

(1) 原判決は、控訴人による名誉毀損行為の回数が5回にわたることを摘示しているが、その名誉毀損行為の持つそれぞれの悪質性を捨象しているものであって、損害評価としての裁量の範囲を逸脱する。

控訴人による各名誉毀損行為（原判決判示参照）は、異常ともいうべきものであり、まったくの虚構であるうえ、被控訴人が控訴人と性交渉を町長室という公的空間で行うという破廉恥且つ非常識な人物であることを喧伝してはばからなればかりか、嘘に嘘を上塗りするものであって、これまでの民事訴訟のなかで議論されている名誉毀損行為とは質的に異質なものである。

原判決の損害評価はこの点を過小評価しており不当である。

(2) 原判決は、本件記者会見発言がテレビで全国放送されたことを摘示しているが、その名誉毀損行為の拡散に関する被控訴人の名誉権侵害を著しく過小評価しており不相当である。

上記テレビ報道は、被控訴人が収集できただけでも追加提出する各証拠（甲57号証の1乃至6）の各映像のとおりであり、一般人の普通の聴取方法を前提とすれば、被控訴人の品行等を著しく低下させるものばかりであって、このようなテレビ放映内容が全国に拡散されたことの被害の甚大性は筆舌に尽くしがたい。

原判決の損害評価はこの点を過小評価しており不当である。

(3) 原判決は、控訴人による各名誉毀損行為が、強固な悪意に基づくものであることを看過している。

控訴人は、平成27年1月8日に町長室で被控訴人と面会する際の一部始終を、自分の衣服に隠した録音機を用いて、秘密録音していたのである（甲44号証及び甲45号証）。つまり、まったく控訴人が被控訴人から性被害など受けた事実がないことを、控訴人は明らかに認識していたほか、その証拠まで控訴人自らが所持していたのである。

このような強固な悪意に基づく犯罪行為（控訴人は、被控訴人に対する名誉毀損罪、被控訴人に対する虚偽告訴罪で公判中であるが、同刑事訴訟でも遅延行為を行っており、いまだに第1回公判が開かれていない。）は、損害評価で十分に尽くさなければならないところ、原判決はその点を捨象しており不当である。

(4) 原判決は、控訴人の前記犯罪行為というべき各名誉毀損行為について、まったく慰謝の措置を取っていない。控訴人に対する本人尋問中においても、謝罪するつもりがないのか問いただしたことに関して、明瞭に否定している（被告新井本人尋問の結果）。

さらに、原判決の仮執行宣言に基づき仮差押済の債権を本執行に移行させたところ、原判決記載の住所地には、現住していないことがわかった（控訴審に提出されている委任状の住所地に、控訴人は居住していない。）。裁判手続きを軽視す

る姿勢がはなはだしいと言わなければならないが、なにより不誠実、不見識極まりない態度をとり続ける事情は、謝罪をするつもりがまったくないものといえる。

原判決ではこのような控訴人の不遜な態度、自らに違法行為に向き合い謝罪しようという人格態度の欠如について、損害評価が尽くされておらず不当である。

(5) 原判決は、控訴人による各名誉毀損行為がインターネット空間、海外などに広範な伝播した事実を捨象しており、極めて不当である。

インターネット空間では、控訴人による虚偽の名誉毀損の発言内容を伝播させる速度が極めて迅速で、被控訴人に対するバッシングが極めて強くなり、まったくの潔白である被控訴人を強く苦しめた（原告本人4頁）。

控訴人の虚偽発言に端を発した報道は、日本国内にとどまらず、フランスやドイツなど世界に伝播しており、海外特派員協会での会見も、被控訴人を犯罪者とみる質問に強い苦痛を感じざるを得なかった（原告本人5頁）。

控訴人の虚偽発言に端を発する騒動は、拡大する一方で、被控訴人本人だけでなく、被控訴人の家族まで巻き込まれることとなってしまう多大な精神的苦痛を被ってきた（原告本人6～7頁）。

なにより、被控訴人が草津町町長であることから、草津町という観光産業への悪影響が生じたり、爆破予告をうけて警備態勢を敷くなどきわめて大きな損害を派生させてしまった点も、その精神的被害として重くのしかかっていたのである（原告本人7～8頁）。

控訴人の各不法行為による被控訴人への名誉毀損行為は、広く各種のメディアで面白おかしく取り上げられ、広く伝播し、海外にまで報道されるなどしたため、きわめてその名誉回復の措置をとることが困難なものとなっており、これまでにあったどの類型の名誉毀損訴訟とも比較できない、きわめて甚大な被害を被控訴人は被ったものである。

この点を原判決は捨象するか過小評価しており、損害評価として極めて不当である。

3 一審被告飯塚は原判決の責任額を支払済みであること

一審被告飯塚は、原判決の責任額について、2024年4月22日、原判決認容額及び遅延損害金の合計額133万3224円を支払済みである（甲58号証）。

4 結論

以上のとおり、控訴人が濫用的控訴を行っていること、原判決の損害評価が著しく不当であることから、原判決認容額に加算して、さらに慰謝料100万円及び本件控訴に掛かる弁護士費用相当額としてさらに10万円を支払うよう命じるのが相当である。

附 属 書 類

1 附帯控訴状副本

1 通

以 上